

広島県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和五年四月三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市日下町字狐原一〇一九番四地先から 三次市日下町五一九番四地先まで	新	旧	一・一七〇〃 四四・五〇〃	四〇四・一〇	拡幅 一般国道四三三 号、四三四 号との重複
	旧	新	二・八〇〃 三・五〇〃 二・八〇〃	九三三・六〇	
三次市日下町五一九番四地先から 三次市日下町五二八番二地先まで	新	旧	八四・九〇〃 一一・〇〇〃	一、〇五〇・ 〇〇	ダブルウェイ 一般国道四三三 号、四三四 号との重複
	旧	新	三・一〇〃 四〇・七〇〃	二、五九四・ 四〇	
三次市日下町五二八番二地先から 三次市作木町香淀字唐香一四二番二地先ま で	新	旧	一一・六〇〃 八六・六〇〃	二、五六八・ 四〇	拡幅 一般国道四三三 号、四三四 号との重複
	旧	新	〇・七〇〃		

一 道路の種類

- 一般国道
- 路線名  
四三三号
- 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
三次市作木町香淀字唐香一四二番一地先から 三次市日下町五二八番一地先まで	新	旧	一一・六〇〇 八六・六〇〇	二、五六八・ 四〇	拡幅 一般国道三七 五号、四三四 号との重複
三次市日下町五二八番一地先から 三次市日下町五一九番四地先まで	新	旧	三・五〇〇 二・八〇〇	九三三・六〇	
三次市日下町五一九番四地先から 三次市日下町字狐原一〇一九番四地先まで	新	旧	一一・〇〇〇 八四・九〇〇	一、〇五〇・ 〇〇	ダブルウェイ 一般国道三七 五号、四三四 号との重複

- 道路の種類
- 一般国道
- 路線名  
四三三号
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		一一・七〇〇 四四・五〇〇	四〇四・一〇	拡幅 一般国道三七 五号、四三四 号との重複

三次市日下町五一九番四地先から 三次市日下町字狐原一〇一九一番四地先まで		三次市日下町五一八番一地先から 三次市日下町五一九番四地先まで		三次市作木町香淀字唐香一四二二番一地先か ら 三次市日下町五一八番一地先まで		
新	旧	新		旧	新	旧
一一・七〇〃 四四・五〇〃	八・四〇〃二 二・〇〇〃	一一・〇〇〃 八四・九〇〃	三・五〇〃二 二・八〇〃	三・五〇〃二 二・八〇〃	一一・六〇〃 八六・六〇〃	三・一〇〃四 〇・七〇〃
四〇四・一〇	四〇四・一〇	一、〇五〃 〇〇	九三三・六〇	九三三・六〇	二、五六八・ 四〇	二、五九四・ 四〇
拡幅 一般国道三七 五号、四三三 号との重複		ダブルウェイ 一般国道三七 五号、四三三 号との重複			拡幅 一般国道三七 五号、四三三 号との重複	